

阿見町 農業委員会だより

第9号

発行者
阿見町農業委員会
編集者
編集委員会

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号
電話 029-888-1111
E-mail:nogyojimukyoku-ofc@town.ami.lg.jp

「人・農地プラン」から「地域計画」へ

令和4年11月29日、中央公民館会議室にて若栗地区の「人・農地座談会」を開催しました。地域の農業者の方々や農業委員等が参加し、地域農業の実情や今後についてなどの様々な意見が交わされました。【写真は、座談会での様子】



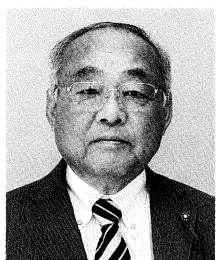
「地域計画」とは

令和5年4月1日に施行が予定される農業経営基盤強化促進法の改正により、現行の「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え同法に位置付けられます。

「地域計画」では、新たに10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成します。農業委員会では、この目標地図の素案を作成することとなっていますので、これまで以上に農業者等の意向把握を進めることが重要となりますので、農業者の皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

阿見町農業委員会だより

会長あいさつ



阿見町農業委員会 会長 横張 清彦

早春の候、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より農業委員会の活動に対しまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
依然として農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、さらには社会情勢の変化により、農業資材等の高騰が続くなど一層厳しさを増しています。
このような状況の中にあって、阿見町の農業を10年先、20年先を見据えどう進めていくのか、持続可能で発展する農業をどう構築していくのかを検討していくことが重要であると考えます。
今後とも皆様のご支援、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

農作業標準賃金表（令和5年度）・農地の貸借情報

作業名	賃金	単位	摘要
ブラウ耕起(田・畑)	6,500円	10a	
田耕起(ロータリー)	5,000円	10a	
代掻	7,000円	10a	
耕起～代掻	12,000円	10a	
畦塗り	35円	1m当たり	
育苗(箱苗)	750円	1箱	硬化苗
育苗～田植(苗込)	20,000円	10a	苗持込

作業名	賃金	単位	摘要
刈取～乾燥・調整	35,000円	10a	刈取～袋詰めまで倒伏等の条件により割増とする
乾燥・調整	2,000円	60kg	生乾燥～袋詰めまで
粃摺り	600円	60kg	玄米60kgあたり
全利用(田)	67,000円	10a	苗持込
畑耕起(ロータリー・プラソイラ)	5,000円	10a	
畑除草(パロネス)	10,000円	10a	条件により割増とする

※燃料費等は、請負者 負担とする

○農作業臨時雇用標準賃金

作業名	賃金	単位
田植	7,300円	1人あたり 8時間
田植除草	7,300円	
稲刈	7,300円	
その他農作業	7,300円	

○農地の貸借数（令和4年1月～12月中に設定分）

	田		畑	
	使用貸借	賃貸借	使用貸借	賃貸借
利用権の設定	53筆	131筆	163筆	69筆
農地中間管理事業	1筆	21筆	108筆	43筆
農地法第3条	0筆	0筆	4筆	0筆

農地の貸借の種類と中間管理事業特例事業（農地の売買）について

利用権の設定

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借方法です。
貸借の期間が満了すると自動解約となりますが、農地の貸し手と借り手が引き続き貸借を希望する場合は、再設定（更新）することができます。

農地中間管理事業

農地中間管理機構（県農林振興公社）を仲介とした農地の貸借方法です。
貸借の設定期間は原則10年以上となります。

農地法第3条

農地法に基づく農地の貸借方法です。
農業者年金の経営移譲年金を受給するために利用される場合に、親子間での使用貸借を設定するなどがあげられます。

これまで町における農地の売買は、農地法第3条許可による所有権移転がほとんどでしたが、一定の条件を満たした場合、農地中間管理事業が行う特例事業（売買）を推奨しています。本事業への認知度の低さから、令和2年度まで活用実績はゼロでしたが、前年度に続き活用実績があり好評を得ています。本事業の要件・メリットについてご紹介します。

適用要件は

- ①農業振興地域・農用地区域内の農地
 - ②買受人が主として農業経営に従事
 - ③買受人の農地取得後経営面積が基準面積以上
- ※阿見町の経営基準面積は2.10ha

メリットは

- ①公益団体である公社が間に入ることでの安心感
- ②届出・許可申請・登記手続き等は公社
- ③譲渡所得税の控除(最大800万円まで)

令和4年度の売買実績

売渡人数：4人
買受人数：1人
件数：4件
筆数：8筆
面積：13,291㎡

※手数料として、売渡人及び買受人ともに、土地代金の2.5%を公社に対して支払います。

●農地の売買をお考えの人は、農業委員会までご相談ください！！

農地利用状況調査（農地法第30条）・農地利用意向調査（農地法第32条）

農地法第30条に基づき、毎年1回農地の利用状況について、町内の全農地を対象に調査を実施しています。調査の結果、農地法第32条に基づき、遊休農地の所有者に対し、今後の貸付意向等を調査します。

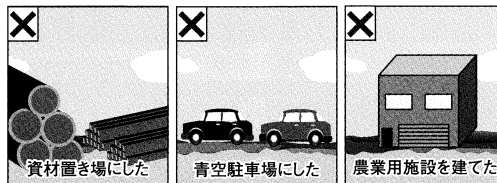
利用状況調査の際に、農業委員・農地利用最適化推進委員・町職員が農地に立ち入る場合があります。また、意向調査が農業委員会から送付された場合は、ご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

農地転用には許可が必要です、許可後事業が完了した際は地目変更を忘れずに！

農地を農地以外として利用する場合は、農地転用の許可が必要となります（市街化区域については、届出する必要があります）。一時的な転用であっても許可（届出）の対象となります。許可を受けずに農地からの転用行為を行った場合は、農地法違反により、罰則の適用もありますのでご注意ください。

許可申請については、農業委員会の総会に諮ることとなりますので、右記の日程にご注意ください（届出は随時受付しています）。

また、許可事業が完了した際は、法務局にて地目変更の手続きを忘れずに行ってください。



畑の土ぼこりを減らしましょう！

毎年、春先になると強風が生じ、畑からの土ぼこりが通行人や近隣の住宅を悩ませています。

農業委員会では、畑からの土ぼこりを減少させるために麦の種を無料配布しています。6月に申込の受付を行っていますので、ぜひご利用ください。

定例総会等の日程等

- 審議案件（許可申請等）の受付期間は、毎月21日から25日までです。
※土・日・祝日を除く
- 定例総会は、翌月10日頃に開催を予定しております。

農地を相続した場合届出が必要です

相続等により農地を取得した場合は、農業委員会にその旨の届出が必要となります。

また、農地を相続したけれども、耕作を行うことが難しい場合等については、農業委員会へご相談ください。

農業者年金に加入しましょう!!

農業者年金は、農業者だけが加入でき、安定した老後生活に備えるため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。ぜひ、ご加入をご検討ください。

【加入条件】

- ①国民年金の第1号被保険者
- ②20歳以上65歳未満の方
- ③年間60日以上農業に従事する方

☆農業者年金のメリット☆

- ①農業者だけが加入できます。
- ②自分で積み立てる安心の積立方式です。
- ③保険料は月額1万円から6万7千円の間で千円単位に自由に選択できます。
※2万円未満は別途条件付き
- ④80歳までの保証が付いた終身年金です。
- ⑤納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥認定農業者などを対象に保険料の国庫補助があります。



■農業者年金に関するお問い合わせは、農業委員会事務局又はお近くのJAまで

全国農業新聞を購読しましょう

購読料…月700円（送料、税込） 毎週金曜日発行

お申込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員
または農業委員会事務局までご連絡ください。



そば共進会表彰について（お知らせ）

令和4年度のそば共進会に農業委員会長の横張清彦氏が生産された常陸秋そばが出展されました。

その結果、第33回茨城県そば共進会では最優秀賞を、第34回全国そば優良生産表彰においては全国農業協同組合中央会会長賞を受賞しました。

今後の町のそば振興において大いに寄与されました。

【受賞された横張氏
：写真右側】



令和4年度の認定 新規就農者の紹介



平岩 裕さん

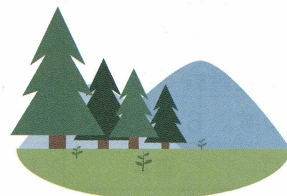
主な営農地区：
荒川本郷・掛馬・鈴木
主な経営作物：
ネギ・ブロッコリー

非農地通知の発出について

毎年行われる農地利用実態調査により、既に森林の様相を呈している農地等については「再生利用が困難な農地」として判定し、町の農地台帳から除外するとともに、当該地権者に対して非農地である旨を記した「非農地通知」によりお知らせを行いますので、法務局にて地目変更の手続きをお願いします。

令和4年度においては、対象地区を選定し3月下旬を目安に通知書を発送します。

令和5年度以降も順次発送を予定しております。



阿見サンクラブ（阿見町農業後継者団体）

次世代の農業を担う若手の農業後継者や新規就農者が集まった団体です。仲間同士の交流や情報交換などをもとに、お互いに農業経営のサポートを行っています。

まい・あみ・まつり、さわやかフェア等のイベントへの出店、子どもたちへのさつま芋掘り体験の提供など様々な活動を行っています。興味のある人、入会を希望する人、農業委員会事務局までご連絡下さい。

編集後記

今年度より、農業委員・農地利用最適化推進委員は新メンバーで、心機一転スタートしました。どうぞよろしくお願いいたします。

昨年度同様、新型コロナウイルスの影響で、町行事も中止や制約の中で行われました。コロナ前の日常に戻ることはなかなか難しいですが、少しずつ改善の方向に向かっているようです。

農業行政の一翼を担う当委員会も、これまで以上に活力のある充実した活動を進めていきたいと考えております。

【お問合せ先】 阿見町農業委員会事務局

☎029-888-1111 内線番号 186



編集委員会

委員長 大塚 芳夫
委員 吉田 浩
山崎 翔子